

水戸市認可外保育施設指導監督実施要項

(目的)

第1条 この要項は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の5の規定による認可外保育施設（以下「施設」という。）に対する指導監督の実施に関し必要な事項を定め、これらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導監督実施の原則)

第2条 指導監督の実施は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日付け雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督通知」という。）及び「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日付け雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「証明書交付通知」という。）を原則とし、本要項に特別の定めのないものについては、同通知の内容によるものとする。

(対象の把握)

第3条 市長は、市内に所在する施設の把握に努めるものとする。

2 市長は、所在の判明した施設については、これを認可外保育施設台帳(様式第1号。以下「台帳」という。)に登載するものとする。

(事前指導)

第4条 市長は、施設を設置しようとする者から相談があった場合等には、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、児童福祉法等関係法令及び指導監督通知別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」）の遵守を求める。また、法第59条の2の規定に基づき、届出が必要となる施設（以下「届出対象施設」という。）においては、その履行を求める。

(開設等の届出)

第5条 届出対象施設の設置者は、その事業の開始の日から1か月以内に、認可外保育施設設置届（様式第2号）により、市長に届出なければならない。

2 前項により届出した事項に変更を生じたときは認可外保育施設事業内容等変更届（様式第3号）により、当該保育事業を休止若しくは廃止したときは認可外保育施設休止・廃止届（様式第4号）により、その事実が発生した日から1か月以内に市長に届け出なければならない。

(報告徴収)

第6条 市長は、施設の設置者又は管理者（以下「施設の設置者等」という。）に対して、少なくとも年1回以上定期的に、認可外保育施設運営状況報告書（様式第5号）により、回答期限を付して、施設の運営状況等必要な事項について報告を求めるものとする。

2 市長は、施設の設置者等に命じ、次の各号について報告を求めるものとする。

(1) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等重大な事故が生じた場合

(2) 当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日間程度以上入所している児童がいるときは速やかに、その氏名、住所及び家庭の状況等

(立入調査等の実施)

第7条 市長は、原則として年に1回以上、市職員を調査員として施設または事務所等に立ち入らせ、その設備と運営について指導監督基準に適合しているか否かを確認するため必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行うものとする。また、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、必要と判断する場合に調査等を行うものとする。

2 前項に規定する場合のほか、市長は、必要があると認めるときは、随時施設に対し報告を求め又は立入調査を行うものとする。

3 前2項に規定する立入調査を命じられた調査員は、認可外保育施設指導監督調書（様式第6号）の調査項目に関して立入調査を実施し、その結果を認可外保育施設指導監督結果報告書（様式第7号）により報告するものとする。

4 立入調査における調査及び質問等は、施設の設置者等に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取するものとする。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。

（改善指導及び改善勧告等）

第8条 市長は、前条第1項の立入調査の結果、施設の設備又は運営について指導監督基準の全ての項目に適合していると認めるときは、立入調査結果通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認められる場合は、次の各号のいずれかによる改善指導又は改善勧告を行うものとする。なお、児童の安全確保等緊急の必要があるときはこの限りでない。

(1) 指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と認められ、口頭により改善指導した場合は、立入調査結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(2) 指導監督基準を満たしていない事項で、文書による改善指導が必要であると認められる場合は、立入調査結果通知書（様式第10号）により通知するものとする。この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、指導事項に対する是正改善状況報告書（様式第11号）による報告を求めるものとする。若しくは、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めるものとする。

(3) 改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合は、認可外保育施設改善勧告書（様式第12号）により改善勧告を行うものとする。この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めるものとする。または、建物の構造等から改善することが不可能と認められる施設につき問題のある事項については、移転に要する期間を考慮して適切な猶予期間（3年以内）を付したうえ、認可外保育施設移転勧告書（様式第13号）により移転を勧告するものとする。

3 市長は、前項各号に掲げる改善指導又は改善勧告を行った場合で、改善措置の状況を確認するために必要があると認めるときは、随時施設に対し報告を求め、又は立入調査を行うものとする。また、改善状況の報告がないときも同様とする。

4 市長は、前条第2項の立入調査の結果、必要があると認めるときは、第1項から第2項に従い、改善指導及び改善勧告を行うものとする。

(改善勧告等に従わない場合の措置等)

第9条 市長は、施設の設置者等が前条第2項第3号の勧告に従わない場合又は前条第4項に基づく改善勧告に対して改善が行われていないと判断した場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、施設の利用者に対して周知するものとする。

2 市長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合であつて、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、または改善指導、改善勧告を行う時間的いとまがなく、かつ、放置することが児童福祉に著しく有害なときは、弁明の機会についての通知書(様式第14号)により弁明の機会を付与し、水戸市社会福祉審議会の意見を聴き、事業停止(施設閉鎖)命令書(様式第15号)により事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。

(緊急の措置)

第10条 市長は、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときには、第8条及び前条の規定によらず、文書による改善指導を経ない改善勧告又は改善指導・改善勧告を経ない事業停止命令または施設閉鎖命令の措置を講ずるなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うことができる。

(証明書交付及び返還)

第11条 市長は、第8条第1項に規定する場合のほか、指導事項に対する是正改善の状況について報告を受け、その内容が指導監督基準に適合していると認めるときは、証明書交付通知に基づき認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(様式第16号若しくは第17号。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

ただし、既に証明書が交付されている施設については、あらためて証明書は交付しない。

なお、証明書の有効期限は、証明書を交付した日から次項の返還の通知をした日までとする。

2 証明書が交付されている施設について、第7条第2項各号に掲げる改善指導又は改善勧告を行った場合には、当該施設の設置者に対して認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の返還通知書(様式第18号)により証明書を返還させるものとする。

3 証明書の交付を受けた施設が、証明書を紛失等した場合は、認可外保育施設の設置者は認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の再交付申請書(様式第19号)により再交付を申請することができる。

(調査員の人数及び身分証明証の携帯)

第12条 第7条の規定による立入調査は、2名以上の調査員により行うものとする。

2 調査員が立入調査を行う際は、児童福祉法施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯するものとする。

(記録の整備)

第13条 市長は、第3条第2項の規定により台帳に登載した施設について、施設ごとにその実態、指導監督の内容等必要な記録を整備するものとする。

(情報提供)

第14条 市長は、第5条第1項及び第2項の規定による届出、第8条第2項の改善勧告及び第9条第2項の規定による命令をしたときは、茨城県知事にその旨を通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、他の自治体その他関係機関に対して必要な情報提供を行うものとする。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から適用するものとする。